

件名：海外投融資（融資）に関するシステム構築等（公示日：2021年4月16日）

について、第2回締切分（2021年5月21日正午）の質問及びその質問に対する回答を2021年6月1日に公表しましたが、「回答準備中」としていた一部質問に対する回答は以下のとおりです。
 なお、秘密保持誓約書を差し入れた者のみが閲覧できる資料にかかる質問の回答は、同誓約書を差し入れた者にのみ電子メールにて個別に送付します。

独立行政法人国際協力機構
 調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
9	企画競争説明書		1) パッケージをご提案する際、ユーザが操作する画面は日本語と英語の両方が必要でしょうか？ JICA様には海外のユーザもいると思われます。 2) 顧客に送付する必要がある通知やレポートはどうでしょうか？それらは英語で宜しいでしょうか？	1) プロジェクト計画書（案）の「8.5.各工程の想定成果物」に記載のある通り、“海外製パッケージシステムの場合に、システム機能や画面、入力項目やテーブル項目名称などが英語表記されることは問題ない。”とありますので、英語のみの表記でも問題ありません。一方、日本語で操作画面を構築する場合には、英語併記や、英語画面との言語切替え機能等のマルチランゲージ対応を考慮した設計を行って下さい。 2) プロジェクト計画書（案）の「5.2.機能要件定義」に記載のある通り、パッケージ製品が採用された場合には、帳票に関しては、選定されたパッケージ製品の標準機能で作成可能な内容・フォーマットを最大限活用する方針です。英語不可の帳票等ある場合には、要件定義工程にて検討を行います。

件名：海外投融資（融資）に関するシステム構築等（公示日：2021年4月16日）

について、第2回締切分（2021年5月21日正午）の質問及びその質問に対する回答は以下のとおりです。
 なお、秘密保持誓約書を差し入れた者のみが閲覧できる資料にかかる質問の回答は、同誓約書を差し入れた者にのみ電子メールにて個別に送付します。

独立行政法人国際協力機構
 調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	企画競争説明書 P.23	第3 プロポーザルの作成要領 第1章 業務実施の基本方針 第2節 要件充足度 ※2	”※2 パッケージ本体機能に対する改修「カスタマイズ」、パッケージ本体機能へ影響しない追加改修「アドオン」等、開発を伴う改修。”に関し、「アドオン」とはソフトウェアのコア部分に影響することなく、パッケージのコアの外側で開発された機能であるという理解しました。私達は、拡張ツールキットを使用して、拡張レイヤーで実施することが可能です。この理解は正しいでしょうか？ご確認を宜しくお願いします。	ご認識の通りです。
2	企画競争説明書 P.23	第3 プロポーザルの作成要領 第1章 業務実施の基本方針 第2節 要件充足度	これは弊社の単なる所見です。JICA様にご検討いただきたいと思います：新規システムについては、パッケージとスクラッチ開発の二つのオプションをご検討であると理解しておりますが、これら2つのオプション（パッケージとスクラッチ開発）の機能／能力をどのようにJICA様が比較するのか疑問に思っています。 例：パッケージについて、いくつかの項目を（JICA様固有の業務要件の微妙な点に対処するため）Cにカテゴライズしたとしても、それは、すべてがカスタマイズ／機能拡張であるという意味ではありません。なぜなら、ソフトウェアのいくつかのコア機能が既に存在し、それらのコア機能を修正／強化することで、機能をご提供できるからです（すべてをスクラッチから開発するスクラッチベンダーとは異なります）。 例：%で入力することの可能なアモチゼーションスケジュール定義。ベースのパッケージは、アモチゼーションスケジュール定義を既にサポートしています。しかし、%で入力するためには、カスタマイズが必要になるかもしれません。これに対し、スクラッチ開発では、アモチゼーションスケジュールを1から開発する必要があります。	プロポーザルの評価は、企画競争説明書【表3-1】の評価表に基づき行います。

3	企画競争説明書 P. 30	第4 見積書作成に係る留意点 3. 経費の積算にあたっての留意点	契約は、実装時の工程別に一定期間に渡り締結されるという理解です。例えば、最初の契約は、要件定義分析工程に締結。2つめの契約はシステム設計・開発工程等です。弊社の理解が正しいかご確認ください。	本契約は基本契約に基づき、個別契約を締結する構造です。そして当該個別契約は開発プロセスの工程ごとに個別契約を締結する多段階契約です。前工程での結果をうけて次工程の要件が明確になった段階（次工程の開始前）で契約交渉（主に個別具体的条件に関する個別契約の交渉を想定します）を行います。個別契約に関しては、さらに第一回締切分の質問回答#16および#17も参照してください。
4	企画競争説明書 P. 34	第5 ソフトウェア開発委託基本契約書(案) 第4条 (個別契約)	契約類型（個別／段階的契約）は、準委任（T&M）の形式にて実施できると理解しておりますが、この理解は正しいでしょうか？ JICA様のご要望があれば、お聞かせ願います。	個別契約の契約類型（準委任/請負）は工程ごとに異なります。準委任の場合でもT&M（タイム&マテリアル契約）のように事後的に申告された実稼働分の委託料を支払うのではなく、個別契約締結時の契約交渉にて合意した委託料を、業務完了時の検査を経て支払います。個別契約の途中で業務内容の変更等により委託料に変更（増額）が生じる場合は別途変更契約を締結し、当該契約記載の委託料を支払います。個別契約に関しては、さらに第一回締切分の質問回答16番および17番も参照してください。
5	企画競争説明書 P. 34	第5 ソフトウェア開発委託基本契約書(案) 第4条 (個別契約)	契約類型（個別／段階的契約）は、準委任（T&M）の形式にて実施できると理解しておりますが、この理解は正しいでしょうか？ JICA様のご要望があれば、お聞かせ願います。	#4と同じ質問内容のため、#4の回答を参照してください。
6	企画競争説明書 P40, 41	契約不適合に係る追完・担保責任の期間 ・ 第23条5項 ・ 第29条5項	第23条5項と第29条5項に以下の記載がございますが、契約不適合に係る追完・担保責任の期間が異なる理由をご教示ください。その期間（第23条5項：2年6か月以内、第29条5項：2年1ヶ月以内）の設定理由（1年以上である理由）をご教示ください。 ・ 第23条5項（外部設計書の承認及び確定後の契約不適合責任） 「乙が本条に定める責任その他契約不適合を負うは、前確後2年6ヶ月以内に甲から契約不適合を通知された場とする。」 ・ 第29条5項（ソフトウェア開発検収後の契約不適合責任） 「乙が本条に定める責任その他契約不適合を負うは、前所検収完了後2年1ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合とする。」	第23条5項では2年6か月、第29条5項および第35条では2年1か月と両者の期間が異なる理由はそれぞれの起算点および終点の違いに基づきます。 第23条5項は第22条の外部設計書の確定から起算し、システムの本番稼働までを設定しました。第29条5項は第28条のソフトウェア開発検収完了から起算し、システム稼働後の業務サイクルも勘案して設定しました。第35条については、第29条5項にかかる回答を読み替えてください。契約不適合責任に関しては、さらに第一回締切分の質問回答19番も参照してください。
7	企画競争説明書 P. 40, 41, 42	第5 第3章 第23条 5、第29条 5 第35条	契約不適合責任について、2年6ヶ月あるいは2年1ヶ月と記載されておりますが、期間設定の意図（背景）をご教示ください。	第23条5項では2年6か月、第29条5項および第35条では2年1か月と両者の期間が異なる理由はそれぞれの起算点および終点の違いに基づきます。 第23条5項は第22条の外部設計書の確定から起算し、システムの本番稼働までを設定しました。第29条5項は第28条のソフトウェア開発検収完了から起算し、システム稼働後の業務サイクルも勘案して設定しました。第35条については、第29条5項にかかる回答を読み替えてください。契約不適合責任に関しては、さらに第一回締切分の質問回答19番も参照してください。
8	企画競争説明書 P. 52	第5 第8章 第58条	損害賠償の請求について、検収完了日又は業務の終了確認日から12か月間と設定いただいておりますが、期間設定の意図（背景）をご教示ください。	本件業務を総合的に勘案したうえで設定しています。
9	企画競争説明書		1) パッケージをご提案する際、ユーザが操作する画面は日本語と英語の両方が必要でしょうか？ JICA様には海外のユーザもいると思われれます。 2) 顧客に送付する必要がある通知やレポートはどうでしょうか？それらは英語で宜しいでしょうか？	回答準備中 6月4日をめどに追加回答を行います。

10	競争参加資格確認申請書受領の申請者への連絡(メール) 秘密保持誓約書	配布資料の再開示/秘密保持誓約書	競争参加資格確認申請の受領及び秘密保持誓約書の送付にかかる案内メールには、「(ii) 資料の再開示を希望される場合、以下の手順に従ってください。(イ) 開示先(名称、住所)およびその者に開示しなければならない理由を記載し、当機構へ電子メールにて申請」と記載がある。 また、これを受けて受領した秘密保持誓約書のひな型には、「第3条 当社は、本契約で明示的に定められる場合を除き、JICAの書面による事前の同意がない場合は、いかなる秘密情報も第三者に開示しない。」との記載がある。 ここに記載されている第三者の定義に、子会社等資本関係にあるものも含まれ、再開示の申請が必要か。	資本関係にある会社(子会社等)であっても別法人となるため、第三者として位置づけています。よって、資本関係にある会社への情報開示が必要な場合であっても、再開示の申請が必要です。
----	------------------------------------	------------------	--	---

2021年5月25日

件名：海外投融資(融資)に関するシステム構築等 (公示日：2021年4月16日)

について、第1回締切分(2021年5月10日正午)の質問及びその質問に対する回答を2021年5月18日に公表しましたが、「回答準備中」としていた一部質問に対する回答は以下のとおりです。
なお、秘密保持誓約書を差し入れた者のみが閲覧できる資料にかかる質問の回答は、同誓約書を差し入れた者にのみ電子メールにて個別に送付します。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
8	企画競争説明書 P20	第2.8.業務実施に当たっての遵守事項 (2) 個人情報の取扱い	・本業務にて個人情報を扱うとの認識ですが、具体的に個人情報と定義される情報および利用場面をご教示ください。(例えば、貴機構の連携が必要となるシステムに、JICA 共通認証基盤にて、部課情報、ユーザ情報等とありますので、貴機構のユーザー様の情報が対象 など) ・EU一般データ保護規則 または以下別行に記載の「出典リンク(URLリンクに企業名が入っておりますため、企業名を伏せて別リンクとしております)」に特定されるその他のデータ保護法の対象となるお客様個人データをこの契約範囲において提供しますでしょうか?その場合、具体的に定義される情報および利用場面をご教示ください。 上記2点はいずれも情報管理体制検討に必要となるため、お伺い致します。	現時点では具体的な回答は困難です。今後、新海投システムの要件定義工程にて取扱う情報や実装する機能、在外事務所での利用方法など定義した上で、他国のプライバシー要件に抵触しないかを検討する必要があります。
9	企画競争説明書 P20	第2.8.業務実施に当たっての遵守事項 (3) 法令等の遵守	在外事務所の職員も新海投システムを使われるとのことですが、各国での利用に伴いローカルなプライバシー要件(法律、標準など)が発生することが無いか、ご教示願います。	現時点では具体的な回答は困難です。今後、新海投システムの要件定義工程にて取扱う情報や実装する機能、在外事務所での利用方法など定義した上で、他国のプライバシー要件に抵触しないかを検討する必要があります。

2021年5月18日

件名：海外投融資(融資)に関するシステム構築等

(公示日：2021/4/16) について、質問(第1回締切分)に関する質問と回答は以下のとおりです。

なお、秘密保持誓約書を差し入れた者のみが閲覧できる資料にかかる質問の回答は、同誓約書を差し入れた者にのみ電子メールにて個別に送付します。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	企画競争説明書 P7	第1 企画競争の手順 10. 企画競争説明書に対する質問・回答 (4) 説明書の変更	「変更は、遅くとも第一次プロポーザル提出期限の2営業日前までに」との記載がございますが、遅くとも5営業日前までに報知いただくことは可能でしょうか。	ご指摘の項に「変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザルに反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。」と記載の通り、影響が大きい変更が発生する場合にはプロポーザル提出期限の延期を検討することとしているので、通知期限は、企画競争説明書に記載の通りで変更しません。
2	企画競争説明書 P10	第1 企画競争の手順 13. 技術的対話(デモンストラーションの実施) (3) 所要時間	「参加者からのデモ時間は50分を上限(概要説明10分、機能・操作説明40分を目的)とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり60分とします。」との記載がございますが、ソリューションの内容を十分に説明するには、60分では短かいたと考えています。この時間を30分程延長することは可能でしょうか。ご検討をお願いします。	企画競争説明書【表3-1】項番2の内容を前提に、企画競争説明書で指定している時間内でのプレゼンテーションを実施して下さい。

通番	該当頁	項目	質問	回答
3	企画競争説明書 P10	第1 企画競争の手順 13. 技術的対話(デモンストレーションの実施) (4) 説明者	「デモの説明者は原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。」との記載がございますが、デモンストレーションを英語ベースで進めることは許容可能でしょうか。	プロポーザルの作成を日本語で依頼しており、プロポーザル内容との整合性を考えますと、その一部を構成するデモの言語も日本語で実施してください。
4	企画競争説明書 P10	第1 企画競争の手順 13. 技術的対話(デモンストレーションの実施) (5) その他	「なお、本デモは、当機構で製品の使用部署となる役職員が参加し、当参加者にアンケートの実施を行います。当アンケートは集計したのちに本企画競争の評価を行う選定委員会に報告され、評価の参考とします。」との記載がございますが、デモンストレーションをより良い内容にする為に、事前にアンケートの項目をお知らせいただくことは可能でしょうか。	アンケート項目の公表は行いません。 デモンストレーションでは、企画競争説明書に記載のある通り、「要件実現可能性」と「使用性」の観点についてのみのアンケートを実施します。
5	企画競争説明書 P13	第1 企画競争の手順 16. プロポーザルの審査方法と結果通知 (3) 審査結果	「第二次プロポーザルおよびプレゼンテーションは当機構において審査し第二次プロポーザルを提出した全(者)社に対し文書をもってその結果を通知します。」との記載がございますが、第一次プロポーザルの提出に関しては、技術的対話およびデモンストレーションの実施の為に提出するものであり、実際の評価(選定)は第二次プロポーザルの提出をもって、決定されるプロセスという認識で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
6	企画競争説明書 P16	・企画競争説明書：第2 3. 契約期間(予定) ・プロジェクト計画書：7. マスタスケジュール 7.1. 全体スケジュール	企画競争説明書には「契約期間は、2021年11月から2029年5月まで(うち、要件定義・設計・構築期間2021年11月～2024年5月(31ヶ月)、運用・保守期間2024年6月～2029年5月(60ヶ月))を予定している。なお、要件定義・設計・構築期間及び運用保守期間の内訳はあくまで目安であり、応募者の技術提案に於いて異なる期間を提案することを妨げない。」とあります。また、プロジェクト計画書においても「2021年11月にプロジェクトをスタートし、概ね2年程度の構築期間を経て、できるだけ早期に本番稼働する」と記載されています。応札者の検討の結果、構築期間を短くできる場合、その分保守期間を長くすることで、全体の契約期間の終焉は2029年5月とするとの理解で正しいでしょうか?あるいは、保守期間は固定で60ヶ月を前提とし、全体構築期間が減った分契約期間も短くなる、との想定でしょうか。	後者の「保守期間は固定で60ヶ月を前提とし、全体構築期間が減った分契約期間も短くなる」との想定です。但し、第3 プロポーザルの作成要領 第1章 業務実施の基本方針 第4節 実施体制・スケジュール ■スケジュール ⇒ 本業務を実施する際のスケジュールを提示してください。スケジュールの提示については、以下の内容を含めてください。③会計年度や月例の定期業務を含む当機構の業務スケジュールや関連システムに発生する負担など、システム開発スケジュールに影響を及ぼす可能性のある懸念事項・留意点 と記載しており、また、それに続き「なお工程については「海外投融資(融資)に関するシステム構築プロジェクト計画書(案)」に記載の工程の定義を参考としながら、システム品質を確保して安定的にプロジェクトを推進できると考える工程を定義してください。上記③でクリティカルな問題が想定される場合は代替工程案を提示してください。」と説明していますので、この点にもご留意ください。
7	企画競争説明書 P19	第2 業務概要 8. 業務実施に当たっての遵守事項 (1) 機密保持、資料の取扱い 1) 受注者及び本業務における作業従事者(再委託先及びその作業従事者を含む。)は、業務上知り得た事項について、いかなる場合にもこれを第三者(受注者の社内において、本業務を担当している部署以外の部門・親会社を含む関連会社、株主に対しても)に漏らしてはならず、本業務の目的以外に利用してはならない。また、機器、プログラム、データ、文書等については、当機構の許可なく当機構の本部から持ち出してはならない。本契約の終了後においても同様とする。	「また、機器、プログラム、データ、文書等については、当機構の許可なく当機構の本部から持ち出ししてはならない。」について、本文は納品済のものに対して適用されるものであり、開発途上の資料に関してはこの限りではないとの認識でよろしいでしょうか。 ※開発途上の資料に関しては、プロジェクト関係者のみアクセス可能な自社内環境で、貴社と協議の上合意するセキュリティ仕様に基づき管理を行う方針となります。	該当の記載については受注者が作成した納品物に限らず、当機構のデータ、文章等も含まれるため、当機構の許可が必要です。具体的な対象物・管理方法については、受注者確定後に協議します。

通番	該当頁	項目	質問	回答
8	企画競争説明書 P20	第2 8. 業務実施に当たっての遵守事項 (2) 個人情報の取扱い	<p>・本業務にて個人情報を扱うとの認識ですが、具体的に個人情報と定義される情報および利用場面をご教示ください。(例えば、貴機構の連携が必要となるシステムに、JICA 共通認証基盤にて、部課情報、ユーザ情報等とありますので、貴機構のユーザー様の情報が対象 など)</p> <p>・EU一般データ保護規則 または以下別行に記載の「出典リンク (URLリンクに企業名が入っておりますため、企業名を伏せて別リンクとしております)」に特定されるその他のデータ保護法の対象となるお客様個人データをこの契約範囲において提供しますでしょうか? その場合、具体的に定義される情報および利用場面をご教示ください。</p> <p>上記2点はいずれも情報管理体制検討に必要となるため、お伺い致します。</p>	回答準備中。
9	企画競争説明書 P20	第2 8. 業務実施に当たっての遵守事項 (3) 法令等の遵守	在外事務所の職員も新海投システムを使われるとのことですが、各国での利用に伴いローカルなプライバシー要件(法律、標準など)が発生することが無いか、ご教示願います。	回答準備中。
10	企画競争説明書 P23	第3 プロポーザルの作成要領 第1章 業務実施の基本方針 第2節 要件充足度 ■機能要件	<p>「「海外投融资(融資)に関するシステム構築プロジェクト計画書(案)」別添資料5「要求事項一覧」の「競争参加者 回答項目」について以下要領にて記載の上、提示してください。」との記載がございますが、パッケージにおける要件充足度について、1つの要件の中にパッケージの標準機能で充足出来る部分とカスタマイズ/拡張/別方法の検討が必要な部分が混在するケースがあった場合の記載方法については、以下の例のような記載で宜しいでしょうか。もし認識相違がある場合は、記載要領をご教示ください。</p> <p>例) 要件Aに対して、回答がA-1からA-3までの3つのケースに分けられる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件A-1: パッケージ標準で対応可 (対応方法="A") ・要件A-2: パッケージ標準で対応可 (対応方法="A") ・要件A-3: カスタマイズで対応可 (対応方法="C") <p>⇒回答の記載方法例</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対応可否="可" ②対応方法="A" ③有償/無償区分="-" ④実現方法="要件A-1とA-2のケースは「パッケージ標準」のXXXXにて対応可能です。また、A-3のケースはYYYYのカスタマイズにて対応(有償対応)可能です。" 	<p>いずれかの要件の内、ひとつでもカスタマイズで対応する必要がある場合、以下の通りに回答してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対応可否="可" ②対応方法="B"または"C" ③有償/無償区分="有償" ④実現方法="要件A-1とA-2のケースは「パッケージ標準」のXXXXにて対応可能。また、A-3のケースはYYYYのカスタマイズにて対応(有償対応)可能。"
11	企画競争説明書 P23, 49	<p>・p. 23 第3 第4章 その他 別紙一覧</p> <p>・p. 49 (第三者ソフトウェアの利用) 第50条 2.</p>	第三者ソフトウェアについてはライセンス契約を個別調整することと理解しており、契約条件に関しては第一次プロポーザルにおいて別紙に記載し、優先契約交渉権となった後の契約交渉のフェーズにおいてライセンス条件も交渉を実施するとの認識で正しいでしょうか。	P23の記載事項としてご質問いただきましたが、P27に記載の事項に対する質問と読み替えたうえで、回答します。ご認識の通りです。
12	企画競争説明書 P23, 49	<p>・p. 23 第3 第4章 その他 別紙一覧</p> <p>・p. 49 (第三者ソフトウェアの利用) 第50条 2.</p>	第三者ではなく応札者が自社製品を提供する場合、ハードウェア・ソフトウェアに関する契約条件も、第一次プロポーザルにおいて別紙に記載し、優先契約交渉権となった後の契約交渉のフェーズにおいてライセンス条件も交渉を実施するとの認識で正しいでしょうか。	P23の記載事項としてご質問いただきましたが、P27に記載の事項に対する質問と読み替えたうえで、回答します。ご認識の通りです。
13	企画競争説明書 P27	第3 第4章 その他 別紙一覧	「スクラッチ開発の場合、保守契約については、当機構が保守基本契約案を提示」とのことですが、保守基本契約案は、請負の想定か、または準委任(支援)の想定か、ご教示ください。	保守の契約類型については、現時点で想定できません。開発するシステム、保守で委託する業務内容、役割分担等を検討してはじめて、保守の契約類型を想定することができます。
14	企画競争説明書 P30	第4 3. 経費の積算(見積書作成)に当たっての留意点 (2) 直接経費	直接経費に関して、今回の調達で想定されている具体的な費用項目をご教示ください。(一般的には出張費用等を指すかと存じますが、人件費以外の費用、具体的には応札者から提供する第三者ソフトウェア等も含まれますでしょうか?)	業務の対価(報酬)として計上が困難な実費精算となる経費が直接経費となります。一方で、業務の対価の一部として管理的経費を含めて積算が可能であり(競争説明書記載の通り)、システム開発に必要な諸費用を具体的に想定できる場合は、報酬単価(一般的には月額単価)に当該経費を含めていただいて構いません。ただし、その単価構成の妥当性を分析できるよう、内訳書をご用意ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
15	企画競争説明書 P30	第4 見積書作成に係る留意点 (2) 直接経費	直接経費に関し、以下の記載がございます。 「業務従事の人日に比例しない、契約業務に関連して発生する第三者への支払を直接経費として想定しています。直接経費については、 <u>第三者への支払実績を領収書の証憑類³(精算金額の確定作業が終われば、証憑書類は返却します。)</u> に基づき確認し、当該支払金額を精算金額として支払うことを想定しています。」 第三者ソフトウェア等、受託者が再販する場合、受託者は利益を乗せ請求することができない(受託者からすると仕入金額を請求することになる)という理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、再販等に関する人件費や管理的経費については業務の対価(報酬)に含めることは可能です。また、ソフトウェアだけを切り出して賃貸借契約として締結することをプロポーザルにて提案することも可能です。ただし、その単価構成の妥当性を分析できるよう、内訳書をご用意ください。
16	企画競争説明書 P31	第4 見積書作成に係る留意点 5. 最終見積書の提出	「契約交渉相手先となった競争参加者については、第二次見積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、各業務に係る経費の契約金額を決定します。」との記載がございますが、『各業務』とは具体的に何を指していますでしょうか。	『各業務』とは、「第5 ソフトウェア開発委託基本契約書(案)」の第3条に「本件業務は、第13条所定の要件定義作成支援業務、第18条所定の外部設計書作成業務、第24条所定のソフトウェア開発業務、第30条所定のソフトウェア導入・受入支援業務、第33条所定のシステム運用準備・移行業務の全部又は一部から構成され、」と定義される通り、「要件定義作成支援業務」、「外部設計書作成業務」、「ソフトウェア開発業務」、「ソフトウェア導入・受入支援業務」、「システム運用準備・移行業務」を指します。これらは個別契約を締結する単位として想定されています。
17	企画競争説明書 P33	第5 ソフトウェア開発委託基本契約書(案) (適用範囲) 第3条 本件業務は、第13条所定の要件定義作成支援業務、第18条所定の外部設計書作成業務、第24条所定のソフトウェア開発業務、第30条所定のソフトウェア導入・受入支援業務、第33条所定のシステム運用準備・移行業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務(以下「個別業務」という。)には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約(以下「個別契約」という。)が適用されるものとする。	『本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約(以下「個別契約」という。)が適用されるものとする。』の記載の通り、本件契約に関しては、各工程別に個別契約を締結する多段階契約方式を採用される想定かと思いますが、「個別契約」に関して以下(1)～(3)のご回答をお願い致します。 (1) 「個別契約」を締結する工程(契約)単位の想定に関してご教示ください。以下①～⑤は「第5 ソフトウェア開発委託基本契約書(案)」より読み取りました弊社認識の個別契約の単位となりますが、認識相違がある場合はご教示をお願い致します。 ①要件定義工程(要件定義)・・・(第13条)要件定義作成支援業務 ②システム設計工程(外部設計)・・・(第18条)外部設計書作成業務 ③システム設計工程(内部設計)、開発/テスト工程(プログラミング、単体テスト、システム結合(内部結合テスト)、システムテスト)・・・(第24条)ソフトウェア開発業務 ④UAT工程(導入・受入支援)・・・(第30条)ソフトウェア導入・受入支援業務 ⑤開発/テスト工程(運用テスト(総合テスト))、移行工程・・・(第33条)システム運用準備・移行業務 ※工程名は「海外投融資(融資)に関するシステム構築プロジェクト計画書(案)」のP.33～34「8.3.各工程の定義」の工程名を記載。 ※「:」以下は「第5 ソフトウェア開発委託基本契約書(案)」の条文を記載。 (2) 「個別契約」を締結する工程(契約)毎の「契約類型(請負・準委任)」に関してご教示ください。以下は弊社想定となりますが、認識相違がある場合はご教示をお願い致します。 ①要件定義工程(要件定義) : 準委任 ②システム設計工程(外部設計) : 準委任 ③システム設計工程(内部設計)、開発/テスト工程(プログラミング、単体テスト、システム結合(内部結合テスト)、システムテスト) : 請負 ④UAT工程(導入・受入支援) : 準委任 ⑤開発/テスト工程(運用テスト(総合テスト))、移行工程 : 準委任 ※①～⑤は上記(1)の弊社認識の工程(契約)単位を記載。 (3) 「個別契約」を締結する工程(契約)毎に再見積りした金額にて契約締結すると認識しておりますが、認識相違ございませんでしょうか。	(1) ご質問に記載の工程名は「海外投融資(融資)に関するシステム構築プロジェクト計画書(案)」のP.33～34「8.3.各工程の定義」の工程名、とのことですが、P.41の「8.3.各工程の定義」の工程名を指していらっしゃるの前提で回答します。工程の単位についてはご認識の通りです。 (2) ご提示いただいた契約類型のうち、②システム設計工程(外部設計)と⑤開発/テスト工程(運用テスト(総合テスト))、移行工程については、請負を想定しています。他はご認識の通りです。 (3) 企画競争説明書P.31「5.最終見積書の提出」に「最終見積書の金額及びその内訳については、基本契約書に含まれる個別契約に係る契約金額を交渉する際の基礎として位置づけます。」と記載している通り、最終見積書における金額は、各業務にかかる個別契約の契約額を確定させるための契約交渉をする際に、ベースとする数値となります。なお、個別契約は当機構の手続きに準拠して行われ、契約金額は契約締結時点で確定します。

通番	該当頁	項目	質問	回答
18	企画競争説明書 P39, 40, 42	・ p. 39 第5 第22条 (外部設計書の承認及び確定) ・ p. 40 第5 第27条 (検査仕様書の作成及び承認) ・ p. 42 第5 第35条 (システム運用準備・移行業務に係る納入、検査仕様書、検収、契約不適合責任)	貴機構における納品物の点検・確認および承認における想定所要期間をご教示ください。	納品物の点検に要する期間は納品物の内容・ボリューム等により異なることが想定されますので、第22条1項、第28条1項、35条で27条2項を準用する通り、別途個別契約にて甲乙協議の上定めます。
19	企画競争説明書 P42	第5 ソフトウェア開発委託基本契約書 (案) (契約不適合責任) 第 29 条 5. 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、前条所定の検収完了後 2 年 1 ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合とする。但し、前条所定の検収完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。	『前条所定の検収完了後 2 年 1 ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合とする。』にある「前条所定の検収完了後」の検収完了 (基点) とは、開発/テスト工程の「システムテスト」検収完了の認識であっておりましたでしょうか。	第29条の契約不適合責任記載の「前条所定の検収完了 (起算点)」は、第28条所定の検査合格をもって「本件ソフトウェア」の検収が完了した時点を指します。 第35条で準用する契約不適合責任の検収完了 (起算点) は、「移行後のシステム全体」の検収が完了した時点を指します。
20	企画競争説明書 P49	第5 ソフトウェア開発委託基本契約書 (案) 第三者ソフトウェアの利用 第50条1項	第三者ソフトウェアの利用に関し、以下の記載がございます。 「乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者 ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者 ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェアメリット及びデメリット、並びに、その利用方法等の情報を、甲に書面より提供の上、提案するとともに、その稼働について責任を負うものとする。」 第三者ソフトウェアの稼働保証は、第三者ソフトウェア自体の契約・条件に従うのが通常 (受託者による稼働保証ができないため) ですが、本「ソフトウェア開発委託基本契約書 (案)」に含まれる理由・意図をご教示ください。また、第三者ソフトウェアの稼働保証は、本「ソフトウェア開発委託基本契約書 (案)」に含めず、第三者ソフトウェア自体の契約・条件に準ずる形態に見直すことは可能でしょうか。	当機構には第三者ソフトウェアの選定の知見等がないため、契約相手方には専門家として契約上の責任を負って第三者ソフトウェアの選定に関わっていただく必要があります。具体的には、第1項のとおり、当機構が第三者ソフトウェアの採否を決定するために必要な情報等をご提供・ご提案いただく義務とともに、稼働についても専門家として責任を負っていただくものです。 ご質問の「また」以降については、回答を差し控えます。契約条件の交渉を希望される場合は、質問ではなく、企画競争説明書 p. 9 「11. 第一次プロポーザルの提出」 (5) 3) の指示のとおりプロポーザルに記載してください。
21	企画競争説明書 P49	第5 ソフトウェア開発委託基本契約書 (案) FOSSの利用 第51条1項	FOSSの利用に関し、以下の記載がございます。 「乙は、本件業務遂行の過程において、本件 ソフトウェアを構成する一部として FOSSを利用しようとするときは、当該 FOSSの利用許諾条項、機能開発管理コミュニティの名称・特徴などFOSSの性格に関する情報、当該 FOSSの機能上制限 事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面より甲提供の上、提案案するとともに、その稼働及び当該 FOSS の利用や FOSS の利用条件によって本件ソフトウェアの運用に支障が生じないことについて責任を負うものとする。」 FOSSの稼働保証は、FOSS自体の契約・条件に従うのが通常 (受託者による稼働保証ができないため) ですが、本「ソフトウェア開発委託基本契約書 (案)」に含まれる理由・意図をご教示ください。また、FOSSの稼働保証は、本「ソフトウェア開発委託基本契約書 (案)」に含めず、FOSS自体の契約・条件に準ずる形態に見直すことは可能でしょうか。	当機構にはFOSSの選定の知見等がないため、契約相手方には専門家として契約上の責任を負ってFOSSの選定に関わっていただく必要があります。具体的には、第1項のとおり、当機構がFOSSの採否を決定するために必要な情報等をご提供・ご提案いただく義務とともに、稼働および本件ソフトウェアの運用についても専門家として責任を負っていただくものです。 ご質問の「また」以降については、回答を差し控えます。契約条件の交渉を希望される場合は、質問ではなく、企画競争説明書 p. 9 「11. 第一次プロポーザルの提出」 (5) 3) の指示のとおりプロポーザルに記載してください。
22	機密保持誓約書 P1 (HP掲載されている別フォーム)	4. 当社は、JICAの書面による事前承諾なくして機密情報を第三者に開示しないものとする。	本件の提案について、他社パッケージソフトをベースに共同での提案予定であり、そのために貴機構調達仕様書のご連携を想定しており、貴機構の事前承認を得る手続きをご教示いただきたく、よろしくお願い申し上げます。	秘密情報の再開示方法については、競争参加資格確認の提出を行った競争参加者にのみ電子メールで個別に案内しています。